

被扶養者現況届及び誓約書(任意継続者／配偶者用)

健康保険証 記号	番号	被保険者氏名
9920		

■今回申請する認定対象者 ※以下の項目について記入(該当する箇所に○印)をお願いします

1 氏名		続柄		年齢	歳	被保険者との世帯	同居・別居 (世帯分離は別票とみなす)
2 住所	〒 — — TEL — —						
3 加入していた健康保険	a.全国健康保険協会(協会けんぽ) b.健康保険組合 c.国民健康保険 d.共済組合 e.その他( )の本人家族						
4 申請の理由	a.退職 b.所得減少 c.被保険者が任意継続制度に加入 d.婚姻 e.その他( )						
5 就労状況	a.退職(退職日: 年 月 日)		b.過去1年間以上職歴なし		【cの場合】年間給与収入計(円)		
6 失業給付(高年齢求職者給付金は除く)	a.申請予定/申請中		b.受給中(令和 年 月 日まで)		c.受給権なし d.受給放棄/延長		
7 出産予定・出産手当金	a.無し b.有り → 出産予定日: 令和 年 月 日 ※↓有りのとき、出産手当金の有無について記入 出産手当金の { a.受給権無し b.受給権放棄 *「 <b>出産手当金に関する誓約書</b> 」の提出が必要です c.申請予定 d.受給中(受給日額: 円) *「 <b>受給日額3,612円未満の場合、「雇用保険受給資格者証(等)」の提出が必要です</b> 」 *「 <b>出産手当金受給決定通知書(等)」の提出が必要です</b> 」						
8 傷病手当 労災休業補償	a.無し *「 <b>受給日額3,612円未満の場合、各手当金の「支給決定通知書(等)」の提出が必要です</b> 」 b.有り → (種類: ア.傷病手当金 イ.労災保険の休業補償) (受給開始日: 令和 年 月 日) ・ (受給日額: 円)						
9 年金収入	a.受給有り(該当する種類すべてに○) * <b>直近の年金支払通知書の提出が必要です</b> ・老齢基礎年金(国民年金) ・老齢厚生年金(厚生年金) ・厚生年金基金 ・退職共済年金 ・遺族基礎年金 ・遺族厚生年金 ・遺族共済年金 ・障害基礎年金 ・障害厚生年金 ・障害共済年金 ・個人年金(年金型受取) ・企業年金 ・その他( ) aまたはbの場合 年間収入額計(1年あたり) 円 b.受給申請中 c.無し(受給年齢未達 ・ 受給権なし ・ その他( ))						
10 その他収入	a.事業所得 b.不動産収入		年間のその他収入計(円)				
11	c.その他( )		円				
1年あたりの収入合計 ( 5 + 9 + 10 ) 円							

■認定対象者が被保険者と別居の場合、仕送り状況

12 送金時期/金額	a.毎月/ 円 ・ b.年 回につき1回あたり 円 c.その他送金している時/金額 ( )						
送金方法	a.銀行(郵便)振込 b.ネットバンク *認定対象者への送金(受取人・送金人・金額)が分かる証明書の添付が必要です。私製の手渡し証明は不可。						

■家族構成・収入確認表(※世帯分離をしている場合は、「14 別居の時」欄にご記入ください)

13 同居の時(同居家族全員記入)

	氏名	続柄	年齢	職業	月収/万
①	被保険者	本人	/	/	
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					

14 別居の時(認定対象者の同居者を全員記入)

	氏名	続柄	年齢	職業	月収/万
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					

■生計維持について

15 被保険者は、認定対象者の生計費をどの程度負担していますか。(いずれかに○)

- a. 50%未満 b. 50%以上

■誓約書

16 上記のとおり、収入・生計維持状況に相違ありません。また、下記の注意事項を熟読し、了解した上、申請します。なお、認定後に生計維持関係や収入の変動により、被扶養者の対象でなくなった場合は、被扶養者資格抹消手続きを行うとともに、万一届出が遅滞し、その間に保険給付費(医療費等)が給付された場合にはその全額を返還します。

令和 年 月 日 被保険者氏名 \_\_\_\_\_

【注意事項】被扶養者現況届を記入する前にお読みください。

被扶養者現況届は、被扶養者の認定にあたり生計維持関係を判断する書類としてご提出頂くものです。扶養認定を行うための重要な資料になりますので、必ず事実をご記入ください。  
 被扶養者認定は被扶養者異動届および添付資料を提出すれば、無条件に被扶養者として認定されるものではありません。収入が基準内であっても、実態として生計を維持していると認められなければ、被扶養者として認定されません。

- 被扶養者の認定について以下の条件を満たしているか確認してください。  
 (1)認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上である場合、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は180万円)であり、かつ主として被保険者の収入により生活していること。  
 (2)同居の場合  
 ・上記(1)に加えて、認定対象者の収入が被保険者の収入の1/2未満であること。  
 (3)別居の場合  
 ・上記(1)に加えて、認定対象者の収入が、被保険者からの送金額より少ないこと。
- 同居・別居について  
 同居とは、被保険者と同居・家計を同じくしている状態(同一世帯)をいいます。住民票が同一の住所表記であっても、世帯分離(同一の住所に世帯主が複数)の場合は別居扱いとなります。出張や医療機関への入院は、一時的な滞在であるため同居とみなされます。

- 年間収入とは  
 年間収入額とは、現時点で将来に向かって受けるであろう年間予定収入額になります。1年を超えない有期契約などの場合であっても、年間ベースに換算して計算します。  
 認定対象者の収入が月収で108,334円(60歳以上150,000円)以上の場合は、年間収入で130万円を超えるため被扶養者にはなりません。(108,334円×12=1,300,008円)

- 雇用保険失業給付・健康保険傷病・出産手当金・労災休業補償金について  
 失業給付・傷病手当金・出産手当金・労災休業補償金が受給日額3,612円以上の場合、受給対象期間中は被扶養者にはなりません。(3,612円×360=1,300,320円)ただし、失業給付受給申請後の受給制限期間中は被扶養者となることが可能です。

- 扶養認定後も定期的に扶養事実の確認の調査を行います。調査の際には、所得証明書、非課税証明書、年金支払通知書、仕送り証明書、住民票など、必要に応じた書類の提出が必要になりますので、あらかじめご了承ください。

- 添付書類については、主に必要とされるものを掲載しています。場合によっては、掲載のない書類の提出が必要となることがありますのでご了承ください。

被扶養者認定日について

○健康保険被扶養者資格の認定日は、原則、健康保険組合が届出書類を受付けた日となります。ただし、扶養の事実発生日から1ヶ月以内に、その事由を証明出来る書類の提出がある場合は、事実発生日まで遡って認定することが可能です。

○添付書類例

- (例1)認定対象者が退職後、無職無収入 → ●退職日の分かる書類 (離職票・雇用保険受給資格者証・退職証明書 等の写し)  
 (例2)認定対象者が雇用保険受給終了 → ●支給終了印が押された雇用保険受給資格者証の写し  
 (例3)認定対象者と被保険者が結婚 → ●婚姻日の分かる書類 (婚姻届受理証明書・戸籍謄本 等の写し)